

日本国際経済学会 関西支部主催

2016年3月26日

関西学院大学梅田キャンパス

2015年度国際経済シンポジウム

「EU危機と欧州民主主義」

尾上修悟報告と星野郁報告へのコメント：
ブリュッセルのポランニーvsハイエクvsシュト
リークを通じて

田中宏(立命館大学)

コメントの構成

1. 中東欧をみるポランニー
2. ブリュッセルのポランニー
3. ブリュッセルのハイエク:ハイエク I からハイエクⅢへ
4. 財政再建国家の政策:ヨーロッパの新自由主義対民主主義
5. コメントのための基本視角
尾上報告へのコメント
星野報告へのコメント222

中東欧を見るポランニー(1)

Dorothee Bolhe & Bela Greskovits, Capitalist Diversity on Europe's Periphery, Cornell University Press, 2012 (2013年ステイン・ロツカン賞)の翻訳。

- ポランニーの枠組み(二重の運動:自己調整的市場メカニズムの圧力と、社会を保護する自然発生的対抗運動)でポスト社会主義諸国(中東欧11カ国)の資本主義の多様性の分析解明⇒西欧の資本主義の多様性(VoC)
- 欧州;純粋な新自由主義にたいする3つの挑戦確認:①大衆的抗議、②広がるゼノフォビア、③ナショナリズム・極右ポピュリズム政党の興隆⇒ポランニーの1930年代の「ファシズム的状况」を想起させると論調。
- しかし、資本主義的民主主義は③によってではなく、民主主義の乏しい成果にたいする広範/慢性的不満、政治的アパシー、バンという爆発音(③)をともなわなない、泣き言とともに亡くなって行くだらう、と予測できるかもしれない。
- 新聞・マスコミ報道は主に②や③に注目。シンポジウムの意図①②③を全体として問題にする。

中東欧を見るポランニー(2)

- クラウチ (VoC論) やジョン・ラギー (埋め込まれた自由主義論): 国民国家規模よりグローバルな規模での自由主義の再度の埋め込み⇒グローバル企業と消費者の結びつきに期待
- バランス・オブ・パワーと国際金融業 (超国家的銀行エリート) の社会的責任論
- 中国、BRICsによるアメリカ型自由主義への挑戦
- ポランニーの二重運動: 両者の間でタイムラグがある、各運動が均衡するに匹敵する力を必ずしも持つわけではないことを注意、むしろバランスが困難であることをB&Gは指摘している。

ブリュッセルのポランニー(1)

- 田中宏(2015)「ユーロとEU経済はどこに向かうのか」:EUの危機からの活路:一国内部の民主主義の利用+各国の資本主義の多様性を立憲ルール秩序に高める。
- J.A.Caporaso and S.G.Tarrow, Polanyi in Brussels: Supernational Institutions and the Transnational Embedding of Markets, 2009がポランニーを注目。
- 市場諸力を抑制する国民民主主義の限定的役割+グローバルに組織されたアクターの認識⇒2重運動/対抗運動の超国家的源泉の指摘
- 主張点:EUレベルで市場に干渉する超国家的に埋め込まれたリベラルな妥協が展開中。欧州裁判所が超国家レベルの移民の年金、家族、市民に関する権利の強化、脱商品化規制の方に重点を移している。批判あり(後述)。

ブリュッセルのポランニー(3)

- Caporaso and Tarrow (2009)を正面から批判しているのは、Martin Höpner and Armin Schäfer(2010), Polanyi in Brussels? Embeddedness and the Three Dimensions of European Economic Integration, MPIfG Discussion Paper 10/ 8である。

(1) 批判点は、カポラソとタロウは、①社会政策以外の分析を割愛している領域が多く存在して、しかも社会政策もビジネスライクになっている、②しかも社会政策の一亜部門に分析は限定されているが、そこでもEU拡大のなかで福祉と生産レジームの加盟国間の相違は拡大しており、調和が消えてきている、

ブリュッセルのポランニー(4)

③ポランニーの「大転換」論の理解が狭く選別的、調和論的で、二重運動による民主主義の崩壊を説明している点を見ていない。

(2)むしろ、EUに存在する経済的連邦主義 economic federalismの特異なタイプは、市場の再埋め込みre-embeddingを防止する効果的方法となっている。J.ブキャナンが指摘するように、このような環境はポランニー的というよりもむしろハイエク的である。自由市場での敗者は良くてユーロ懐疑主義者、悪くてナショナリストになっていく。

ブリュッセルのハイエク(1)

- ハイエク全集 I・3『個人主義と経済秩序』1949年初出は「経済学と知識」「社会主義計算論争」で注目されるが、第XII章「**国家間連邦主義の経済的諸条件**」はほとんど注目されることがない論文。1939年9月発表論文。つまり欧州統合の歩みのはるか前の論文。その趣旨は以下の通り。
 - (1) 国家間連邦主義の主要目的は平和の確保、主権国家の政治的統合なしには長く続かない。関税、貨幣から金融政策まで連邦管轄へ。
 - (2) 連邦国家の経済政策、産業政策、諸規制、保護主義と中央銀行の自由度も厳しく制限。
 - (3) 連邦は、統合前の主権国家の諸機能をすべて引き受けない。小さな政府。長期的政策のみ許される。法律をもたない覚悟＝超国家的な組織の達成する知的成熟度を試すリトマス試験紙。
 - (4) 国家によって施行された権限は縮小して国家よりもより小さな単位、**比較的小さな地域単位**、地方自治体で実行した方がはるかに効率的。

ハイエク I からハイエク III へ (1)

スティーブ・フリートウッド著(2006)『ハイエクのポリティカル・エコノミー』法政大学出版局、佐々木憲介他訳、pp.246-263

- 1939年のハイエクはハイエク I で、主流派経済学を放棄、知識の発見、伝達、貯蔵のしかたに注目して、価格メカニズム(情報の伝達システム)を重視する。主権国家よりも上位の連邦国家は下位国家の知識の発見・伝達・貯蔵の能力をもたないので、発見・貯蔵・伝達される知識により**近い地域単位、地方自治体**の重視を主張した。
- ハイエク III (1960年以降)は、情報伝達の価格メカニズムではなく、不確実で絶えず変化する世界での「**ふるまいの社会的ルール**」を重視する。それは「抽象的・一般的ルール」であり、「私的所有権、法的拘束力をもつ契約の履行、あるいは合法的に利用できる経路を主体に知らせるルール」「**誠実、正直、約束遵守などの一連の暗黙的不文律**はいうまでもなく、所有権、不法行為、契約に関する法律からなる複雑なルールの網」「**暗黙的にのみ知られている範囲や階層のルール**」

ハイエク I からハイエク III へ (2)

- 市場メカニズムではなく「カタラクシー」とは？いわゆる「拡張された秩序」のなかで、**社会が混沌に落ち込むことを阻止するのはふるまいの社会的ルール**である。
- 人間がともに平和のうちに生活し働くことができるのは、彼らの努力を駆り立てる特定の貨幣的刺激が……**同一の抽象的ルール**によって導かれ制限されているからである。……**慣習的ルール**……」
- この用語(カタラクシー)は古代ギリシャに由来し、**交換することだけでなく、より重要なことに「敵から友へ変化すること」**を意味している。
- 知識という形態の資源、知識の発見・伝達・貯蔵を容易にする情報伝達システムのようなメカニズム、そして**ふるまいの社会的ルールという形態の構造**は、市場を基盤とする社会経済行為の永続的な条件であるとともに、そうした行為によって絶えず再生産され転換される結果でもある」

ブリュッセルのハイエク(2)

ハイエクの欧州統合論と現在のEU論の相違

- (1) 比較的小さな地域単位の重視 (Europe of regions) 論は EU 統合の副次的統合推進力の留まっている。国民国家の居座り=ナショナルな民主主義の危機(1)。
- (2) 人・モノ・マネー・サービスの単一市場 (知識という形態の資源、知識の発見・伝達・貯蔵を容易にする情報伝達システム) のようなメカニズムの視点は共通、しかし暗黙的不文律としてのふるまいの社会的ルールという形態の構造は軽視されている。連邦は同一の抽象的ルールのみを提供することが想定されている。必ずしも小さな政府論ではない⇒ユーロ危機以降のEU・EMUは「紳士の同盟」から加盟国の経済財政の細部まで規制監督する「数値目標と制裁の同盟」に変質している。政治的に上からの過剰な意思決定。連邦レベルの民主主義の危機(2)

財政再建国家の政策：ヨーロッパの新自由主義対民主主義（1）

- W.シュトレーク(2016)『時間かせぎの資本主義』みすず書房(鈴木直訳)は、ユーロ危機後のEUを租税国家・債務国家から**財政再建国家への転換過程**として見なし、ハイエクの上記論文が今日のEU統合の困難を最も早く、明確に解読していたと主張する。つまり「資本主義経済を民主主義的市場介入から解放するためのメカニズムに発展してきた」(162)。
- (各国国民の民主主義的)権利を経済的理性の名のもとに一夜で廃止することは、ヨーロッパではいまだに不可能だ。したがって残された選択肢は、各国政府を非民主主義的な超国家体制に……組み込み、それを通じて各国を制御するという手段しかない。

財政再建国家の政策：ヨーロッパの新自由主義対民主主義（2）

- 1970年代以降の資本主義の危機への対処療法：その（貨幣）力を利用して、潜在的な不安定要因である社会紛争を緩和しようとしたのだ。最初はインフレを通じて、次は国家の債務を通じて、さらに民間信用市場の拡大を通じて、そして最後は、今日のように、中央銀行による国家と銀行の債務買い取りを通じて。それは戦後の民主主義的資本主義の危機を時間を買うことによって先送りし、引き延ばすための方法だった（金融化と呼ばれる過程）（p.16）
- 21世紀初頭におけるヨーロッパの財政再建国家は国民国家ではなく国際的組織体であり、・・・そこでは民主主義的政府は存在せず、・・・各国を拘束する規則がある。各国はいわばガヴァメントなきガヴァナンスに服している。・・・市場が民主主義を飼いならしている。・・・それは市場的公平性を保障させるために個別国家の政治に着せられた拘禁服といえる。・・・一種の介入権と類似・・・その中心となすのは保護義務ではなく支払い義務だ。全体の目的は経済の脱政治化であり、同時に政治の脱民主化であり、その成就の日は近づいている（pp.196-197）

財政再建国家の政策：ヨーロッパの新自由主義対民主主義（3）

- ハイエクの構想は、どこが間違っていたのだろうか。その誤りは、すべての参加国社会が、望ましい平和実現のために中央政府によって整備される自由な共通市場（と競争）に進んで適応するだろうし、また適用したいと思うはずだと彼が信じたことにあった（分権的利害やアイデンティティが市場体制のなかに解消、参加国の合意が得られる）。…参加国社会が、みずからの文化的特殊性の上に立ち、みずからに残された政治制度を利用して自分たちの生活様式と経済様式を防衛するだろうとは、ハイエクは予測できず。…市場の公平性に抵抗する集合的行為という民主主義の可能性など、彼の世界には存在していなかったのかもしれない（p.263）。【拡大されたポランニー的視点】
- 分散型システムが中央計画的システムよりも優れていると強く主張した点では、ハイエクはただしかった。…ハイエクの視角に入ったのは…、（ポランニーの）洞察…市場的公平性と市場従順性をもつ超国家的資本主義世界をハイエクは自然状態と見なし、これを自由主義的な連邦世界のなかで回復できると考えた。しかし（このような）世界は社会的共同と社会的連帯の先行的な分権構造を力づくで破壊していくことを前提条件にしているがゆえに、実のところひとつの計画なしには形成されなかったものだ、と。（pp.267-268）【ポランニー的二重運動視点】

財政再建国家の政策：ヨーロッパの新自由主義対民主主義（4）

- 欧州通貨同盟に代わりうる為替システムとはどのようなものか。…各国通貨のよりゆるやかな連結体制を作り上げること、そのさい、ユーロを廃止する必要は必ずしもない。…ケインズのバンコールと呼ばれる人為通貨、アンカー通貨として存続していく…、ヨーロッパ版ブレトンウッズ体制の実現……システム危機に対する戦略的解答…（pp.270-271）【ケインズの復活】
- ヨーロッパのための民主主義的プロジェクトは、…ヨーロッパ的幻想に囚われるべきではない…経済と社会、経済様式と生活様式をお互いに独立した別々のものとして扱うという、市場プロジェクトが犯してきた過ちを、民主主義的プロジェクトがそっくりなぞるようなことは避けなければならない（p.259-260）。【ハイエク的限界】

財政再建国家の政策：ヨーロッパの新自由主義対民主主義（5）

- 多様な生活様式に統一的な経済様式を押しつけることは暴力でもないかぎり不可能だ。それと同様に、多様な経済様式、生活様式を共通の社会的政治的秩序の中に押し込めることもできない。ヨーロッパにおける民主主義は制度的な均一化プロジェクトではありえない。ヨーロッパの「国家の民」のあいだには、…さまざまな差異が存在する（p.260）。【社会的ヨーロッパの各国的あり方】
- …民主主義的ヨーロッパ国家のための中央集権的なジャコバンの憲法体制などは考えられない。…未解決な問題…の要求を全員にとって受け入れ可能な憲法の中に盛り込むことは政治的に至難の業…（その着手には）…構築主義的楽観主義が必要…（p.261）
- ヨーロッパの再民主主義化にはそれなりの時間を要する…超国家的なヨーロッパ民主主義制度などは…現実化しえないだろう（p.261）
- （多様性を含む国家共同体の）中心をなるのは公的財政問題だ。…新自由主義的なユートピア主義が制度的な平等扱いを押し通そうとすれば、逆に、部分社会間での財政補てんを通じて市場的公平を社会的に修正せよという要求が出てこざるをえない。…ユーロ圏社会が統一的な民主主義憲法をもったからといって、…分権主義、利害やアイデンティティの紛争が自然に消滅すると期待するのは根拠が薄い（p.263）。

コメントのための基本視角

- A) 多様な生活様式としての拡張されたポランニイ的対抗運動⇒社会的ヨーロッパor社会的市場経済、にもかかわらずそのハイエクの限界(各国版)
- B) 超国家主義的統合を前提とした国民国家より下位の民主主義の評価、位置づけ
- C) EU統合＝「情報伝達の価格メカニズム＝単一市場の実現＋小さな政府」というハイエク理解から、「単一市場＋ふるまいの社会的ルールの構造を保障する(で保障される)連邦主義政府」という理解への発展。「抽象的一般的ルール」を与える連邦主義政府。必ずしも「小さな政府」ではない。少なくとも「数値規制と制裁の同盟」ではない。
- D) 誠実、正直、約束厳守の暗黙的不文律は長期の進化の過程となるだろう。
- E) 市場の公平性が社会の民主主義を飼いならしている。
- F) 経済主体が遭遇する不確実性と不安定性を軽減(排除)するような「抽象的一般的ルール」を提供するような共通通貨制度は構想されうるのではないか。
- G) 国家セクターではなく民間セクターのマネー・資本の動きの「抽象的一般的ルール」とはなにか。

尾上報告へのコメント

- 意義：ギリシャ危機を巡る対抗関係の総体を、時系列的流れのなかで、鳥瞰できる。反対に複雑すぎる。
- ギリシャの危機分析は他の国あるいは欧州EU危機分析に拡張できるのか。
- 著書(p.315-)：欧州社会モデルは一元的にとらえることができない⇒リスクの共有を前提に資金トランスファー⇒相互性に基づく富のトランスファー＋協同的・連合的サービスの提供、しかしマクロレベルの汎欧州的になっていない(p.342)。B)C)の視角の評価。
- 「もうひとつの通貨」の道：むしろ批判的？加盟国のなかで補完的なその国固有の通貨の発行⇒経済困難な国の活動の再開と保護：ケインズのバンコール制？ヨーロッパ版ブレトンウッズ体制の実現？それとも地域通貨？
- 「もうひとつの通貨」論と「もうひとつの欧州」論との相互関係と相違性は？

星野報告へのコメント(1)

- 1) 星野報告: EUの危機のなかのドイツの危機: ドイツによるヨーロッパ「支配」の不安定性の解明⇒EU危機論の分析のより深化。EU危機論はほぼ共通？
- 2) 社会的ヨーロッパの行く末は？ドイツのオルドリベリズムと過剰調和の官僚主義の結合、最悪の組み合わせ(p.328)。社会的ヨーロッパのベターな組み合わせは？「国を超えて協力や連帯を強化すること」(p.334)とは？
- 3) 難民問題: 欧州近隣諸国政策(ENP)=EUの国境を越えた大欧州経済圏構想と、曖昧にされたEUの国家としての国境監視管理体制との矛盾+米軍のイラクシリア空爆(2014年8月)の結果、付带的損害collateral damageの連鎖。欧州にはすでに多民族国家に接近している国(仏独)、イスラム移民を労働力として受け入れた国(ベルギーとオランダ)、積極的移民政策の国(北欧)がある一方、多民族国家から単一民族国家へ純化し、民族的アイデンティティの強化を現代化とキャッチアップに結びつけようとする国(東欧の新加盟国)が存在する。

星野報告へのコメント(2)

⇒連帯と人権の下に統一できないのではないか。

- 4) 難民割当協議: ①2015.09EU委員会、16万人の難民強制割当、2016年3月まで936名実現、②同9月有志国による受け入れ(40-50万人)実行なし。③10月自動割り当てスキーム、否決。④トルコ難民支援(30億ユーロ)、1名1名の交換(バーター)は議論なし、トルコ以外からの不法入国も議論なし。3月20日以降のトルコからの難民のみが合意されたにすぎない(盛田2016)。
- 5) 資本主義的民主主義はナショナリズム・極右ポピュリズム政党の興隆によってではなく、民主主義の乏しい成果にたいする広範/慢性的不満、政治的アパシー、バンという爆発音をともなわない、泣き言とともに亡くなって行くだらう、という指摘。
- 6) ふるまいの社会的ルールは欧州全域まで進化・拡張しない現状。「ヨーロッパ人の、さらには自国のためだけの民主主義」にならざるをえない? 社会的ヨーロッパとの結合、その水準ではなくて、そのパターンは各国別々。